

経済センサス・活動調査 試験調査

調査票の記入のしかた

【03】単独事業所調査票(医療、福祉)

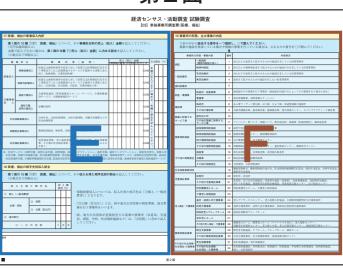


務省 経済産業省

- 回答する前に、本書及び『オンライン調査利用ガイド』をよくお読みください。
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ記載されている場合がありま す。これらは、事業所における回答負担を少しでも軽くするため、「平成24年経済センサス・活 動調査|等の結果をもとに記載したものです。
- ◆ 回答もれや回答誤りがないか、**最後にもう一度、ご確認ください**。 調査票の回答内容について、後日、おたずねする場合がありますので、印刷(保存)したオンラ イン回答データ又は本書巻末の下書き用調査票をお控えとして保管しておいてください。
- ◆ オンライン回答は、11 月 6 日 (木) までにお済ませください。
- ◇ 紙の調査票に記入する場合は、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。 (摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。) 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して訂正してください。

第1面

第2面



設置期間:平成26年12月17日まで 受付時間:午前9:00~午後6:00

(土日祝日もご利用できます)

- A 1 名称及び電話番号 ~ 4 この事業所の主な事業の内容(2・3ページ)
- B 5 この事業所の従業者数 ~ 7 単独事業所・本所・支所の別等(4・5ページ)
- C 8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ~ 10 事業別売上(収入)金額(6・7ページ)
- D 11 電子商取引の有無及び割合 ~ 16 決算月 (8・9ページ)
- E 17 医療、福祉の事業収入内訳 ~ 18 医療、福祉の相手先別収入割合(10・11ページ)
- F 19 事業所の形態、主な事業の内容 (12~15 ページ)
- 調査票の記入方法などについて、ご不明な点がありましたら、コールセンターにお問い合わせください。
- 経済センサス 活動調査 試験調査コールセンター
- 0120-688-853 (通話料は無料です。)
 - ※ おかけ間違いのないようお願いいたします。

ⅠP電話などフリーダイヤルに接続できない場合:03−6371−0002(有料)

■ 調査員への連絡が必要な場合には、市区にご連絡ください。

紙ヘリサイクル可

経済センサス - 活動調査 試験調査サイト (http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/shiken/index.htm)

●記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、 内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

調査票記入者の連絡先

ご記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の記入者氏名及び電話番号を記入してください。

•	\	
	ブリガナ	トウケイ ツヨシ
	記入者氏名	統計 強
	電話番号	03-9876-4322 (内線:

フリガナ トウケイシンリョウジョ トウケイクリニック 1 名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合 (医)統計診療所 (医)TOKEIクリニック は、二重線で消して修正してください。 正式名称 ●法人の場合は登記上の名称を[正式 名称」欄に記入してください。 通称名 ●屋号など通称名がある場合は「通称 03) 9876 - 4321 電話番号(代表)(名」欄に記入してください。 都道府県名 市区町村名 郵便番号 2 所在地 ●印字されている内容に変更がある場合1 6 2 - 0 0 6 6 東京都 新宿区 は、二重線で消して修正してください。 町丁・字・番地・号 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください) ●他の事業所の構内にある場合は、その 事業所の名称を「ビル・マンション名 若松町3丁目2番1号 若松第3ビル 2階 等」欄に記入してください。 3 この場所での事業所の開設時期 (2) 開設年が平成25年以降 の場合は開設月も記入 ● 開設時期の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線 昭和59年 昭和60~ 平成.7 平成17年 で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、こ してください 以前 平成6年 ~16年 以降 平成. の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください 4 この事業所の主な事業の内容

4 この事業所の主な事業の内容

●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

- この事業所で行っている**事業の内容を具体的に記入**してください。
- 複数の事業を行っている場合は、平成25年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い 事業を記入してください。
- 主な事業の内容の記入に当たっては、下記の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。 ※ 商品の製造、販売、賃貸等を行っている場合は、品目まで記入してください。
 - 主に消毒や害虫駆除を行う事業所の場合

農作物の害虫駆除

建物の消毒、害虫駆除

※ 消毒、害虫駆除の対象まで記入してください。

1 名称及び電話番号

● 名称は、略称ではなく**正式名称(法人の場合は登記上の名称)**を記入してください。 法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の() 書きのように省略しても差し支えありません。

株式会社 → (株) 合同会社 → (同) 社会福祉法人 → (福) 公益、一般、特例財団法人 → (財)

有限会社 → (有) 学校法人 → (学) 農業協同組合 → (農協) 公益、一般、特例社団法人 → (社)

合名会社 → (名) 宗教法人 → (宗) 漁業協同組合 → (漁協)

合資会社 → (資) 医療法人 → (医) 生活協同組合 → (生協)

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。
- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
 - 例) 若松町3丁目2番1号
 - 若松町3丁目2-1
 - × 若松町3-2-1
- ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄にそのビルの名称と階(マンションの場合は、号室)を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「○○構内」(○○は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、この事業所が現在の場所で事業を始めた時期を記入してください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
- ・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合
- ・ 法人が新設(対等)合併した場合
- ・ 法人が分割により設立された場合
- ・ 吸収合併した場合(吸収された法人の事業所の場合)
- 平成17年以降に事業所を開設した場合は、「4 平成17年以降」を選択の上、開設年を記入してください。
- 開設年が平成25年以降の場合は、開設月も記入してください。

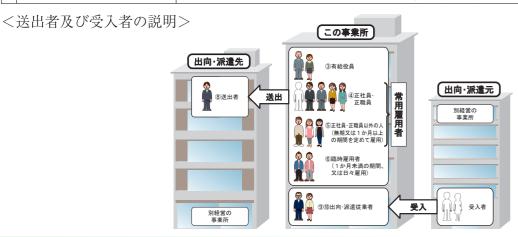
5 この事業所の従業者数

o 1	● 11月 1 日現在の従業者数を記入してください。															
	区分	① 個人業主 個人経営の 事業主で、実際にこの事業所を経営 している人		③ 有給役員 個人経営以外で役員報酬を得ている 人	人 及 ら)	期間を定め 1か月以上 て雇用してい 4 正社員・正職	ずのパー戦が	る人 J <u>⑤</u>	⑥ 臨時雇用者 (1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパートアルバイなどを含む		計	J	8 送出者 (う合計のうち、別経営の 事業所へ出 向又は派遣 している人	①~⑧以外 事業所から 所で働いてい	きてこの事	業
	男	Α.		1	,	2 A	(2 A	,	1	5	J	,	Α	1	,
	女			1 ,	\ \	3)		1 人	2 1	 	7	<u>人</u>	1 人		1	<u> </u>

5 この事業所の従業者数

● 平成26年11月1日現在でこの事業所に所属する従業者数を、各区分の該当する欄に記入するとともに、 「⑦合計」欄に記入してください。

① 個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員などと呼ばれている人」としてください。
② 個人業主の家族で無給 の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇 用者」としてください。
③ 有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人× 無給役員は従業者には該当しません。○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、貴法人が役員報酬を支給している場合は、貴法人の有給役員に該当します。
常用雇用者	以下のいずれかに該当する人期間を定めずに雇用している人1か月以上の期間を定めて雇用している人
④ 正社員・正職員などと呼ばれている人	○ 一般に正社員・正職員などと呼ばれている人
⑤ ④以外の人 (パート・アルバイトなど)	○ 「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など正社員・正職員 以外の人
⑥ 臨時雇用者	○ 「常用雇用者」の定義に該当しない人 (1か月未満の期間を定めて雇用している人) る人や日々雇用している人)※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む
⑦ 合計	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
8 送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
受入者	
9 出向	○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人
⑩ 派遣	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、 派遣されている人には含めません(別経営の事業所の従業者となります)。



●記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、 内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

合名会社

合資会社

合同会社

株式会社

有限会社

個人経営

ない団体 会社(外国の会社を除く) 会社以外の法人:財団・社団法人、学校・宗 法人(外国の会社を除く) 教・医療法人、協同組合、信用金庫等 ●法人でない団体:法人格のない労働組合、 7欄へお進みください 8欄へお進みください 7 単独事業所・本所・支所の別等 (1) 単独事業所・本所・支所の別 (2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数 **単独事業所** ■**■●** 8 欄へお進みください ●印字されている内容に変更がある場合は、 国内 海外(現地法人は除く) 二重線で消して修正してください。 常用雇用者数 本所・本社・本店 = 支所等数 事業所 事業所 ●単独事業所から本所・本社・本店に変更と 他の場所に支所・支社・支店を持ちそれらを統括する事業所。 なった場合は、(2)及び(3)を記入し (3) 企業全体の主な事業の内容 また、海外のみに支所等を持ち、それ てください。 らを統括する場合も含みます。 また、以降の欄については企業全体につい 3 支所・支社・支店 🗕 て記入してください。 → 8欄へお進みください ●フランチャイズ・チェーン (FC) 加盟店 (4) 本所等の正式名称・所在地等 についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。 本所等の通称名 本所等の電話番号 本所等の正式名称 ただし、FC本部の直営店の場合にはFC 本所等の郵便番号都道府県名 町丁・字・番地・号、ビル名 市区町村名 本部の支所となります。 |-| | | ━▶8欄へお進みくださ

単独事業所・本所・支所の別等

6 経営組織

6 経営組織

●経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない

本所・本社・本店 単独事業所 支所・支社・支店 他の場所に、 他の場所に、同一経営の支所等が ・「本所・本社・本店」等から統括を受けている 同一経営の本 あって、経営主体全体を統括する 事業所は、「支所・支社・支店」となります。 所や支所等を 事業所は、「本所・本社・本店」 ・下の例のように名称に本社とあっても、他の 持たない**1企** となります。 事業所から統括を受けていれば、「支所・支 業又は1組織: ・1企業に「本所・本社・本店」は で1事業所の: **一つだけです**。本社が2か所以上 場合は、「単: に分かれている場合は、代表者の

いる事業所を「本所・本社・本

店」とし、それ以外を「支所・支

大阪本社

社・支店」とします。

「外国の会社」とは、外国に本所がある会社の国内支所の場合をいいます。

外国の資本が参加している、いわゆる、「外資系の会社」は「外国の会社」には該当しません。

社・支店しとなります。 東京 東日本 営業所 本社 各支店 など 西日本 営業所 各支店 など 工場、研究所など

(5)

会社以外

の法人

法人で

外国の会社

記入上の注意

独事業所しと

なります。

- **フランチャイズ・チェーン店の場合、**フランチャイズ・チェーンの本部は**別経営の事業所であり**、 チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。
- **剰 親会社**は「本所・本社・本店」ではありません。

8 消費税の税込み記入・ 税抜き記入の別

● 9 欄以降はできる限り「1 税込 **み**」で記入してください。 ただし、税込み記入ができない ただし、税込み記人ができない 場合は「**2 税抜き**」で記入して ください。

※選択した記入方法を○で囲んでください。

(1)税込み 2 税抜き

9 売上(収入)金額、 費用総額及び費用項	
● 平成25年 1 月から12月までの 1	年
上(収入)金額及び費用総額等	13
記入してください。(万円未満四]捨

- (人干部 ● 「6 経営組織」欄が「会社以外の法人」の
- 場合は、以下のように記入してください。
 ・「①売上(収入)金額:経常収益を記入・「②費用総額」:経常費用を記入・「③うち売上原価」:記入不要・「主な費用項目」:各欄に記入
- [6 経営組織]欄が「外国の会社」又は [法人でない団体」の場合は「①売上(収入)金額」のみを記入してください。

		千億 百億 十億	意	千万	百万	十万	万	円
1	売上(収入)金額		3	0	3	0	0	0,000
2	費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)		3	0	0	8	4	0,000
	③ うち売上原価							0,000
	④ 給与総額		1	0	2	6	4	0,000
÷	⑤ 福利厚生費(退職金を含む)				1	9	5	0,000
な	⑥ 動産・不動産賃借料						7	0,000
主な費用項目	⑦ 減価償却費					5	2	0,000
塡	⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)						8	0,000
Ħ	⑨ 外注費					1	4	0,000
	⑩ 支払利息等						0	0,000

9 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 平成25年1月から12月までの1年間について記入してください。
 - ※ 平成25年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間について記入してください。 ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「①売上(収入)金額」欄及び「②費用総額」欄は、金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円 と記入してください。
- 「法人でない団体」の場合は、「①売上(収入)金額」欄に経常収益のみを記入してください。 また、「外国の会社」の場合は、「①売上(収入)金額」欄に売上(収入)金額のみを記入してください。
- この項目は、「損益計算書」を基に記入してください。(各項目の内容は下表を参照してください。) 会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などを基に記入してくださ

なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

	項目	会社	会社以外の法人				
1	売上(収入)金額	・ 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。・ 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。	・ 経常収益を記入してください。				
2	費用総額 (売上原価+販売費 及び一般管理費)	・ 売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売 費及び一般管理費)を記入してください。	・ 経常費用を記入してください。				
	③ うち売上原価	・ 費用総額のうち売上原価について記入してください。 売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、 完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費 (売上原価に含まれるもの)の合計になります。	・記入不要です。				
	④ 給与総額	・ 役員(非常勤を含む)及び従業者(臨時雇用者を含む)に対 料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等)の総額 ・ 別経営の事業所に出向・派遣している従業者に支給している	を記入してください。				
	⑤ 福利厚生費 (退職金を含む)	· 会社負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与退職金等の総額を記入してください。					
1	⑥ 動産・不動産賃借料	土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。					
主な費品	⑦ 減価償却費	・ 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	」、「販売費及び一般管理				
5費用項目	8 租税公課 (法人税、住民税、 事業税を除く)	営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください 収入課税の事業税(電気業、ガス業)はここに含めます。 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含め 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。					
	9 外注費	・ 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形します。 ・ 人材派遣会社への支払いも含みます。	式で発注した経費を記入				
	⑩ 支払利息等	・ 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ※ 営業外費用に計上する支払利息等が該当します。 (「②費用総額」の内数ではありません。)	・ 借入金等に対する支 払利息等の総額を記 入してください。				

記入上の注意

- 9欄以降はできる限り「税込み」で記入してください。 ただし、税込み記入ができない場合は「税抜き」で記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

10 事業別売上	事	———— 業活動区分	事業別内訳	- /±:	- / . ·		_ (収					又	は割合	; (º	%)		
(収入) 金額	(F)	農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入	十億	日億	十億	億 千万	り白刀	十万	Ъ	0,000			$\overline{}$	\dashv		
記入に当たっては、「調		ム													\dashv		
査票の記入のしかた』7	_		②鉱物、採石、砂利採取事業の収入								0,000			_	_		
ページを参照してくださ い。			③ 製造品の出荷額・加工賃収入額								0,000	#			_		
		卸売業	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)							-	0,000	で			_		
● 9欄「①売上(収入)金		小売業	⑤ 小売の商品販売額					3	0	0	0,000	1 10			_		
額」に記入した売上(収 入)金額の内訳を記入し			⑥ 建設事業の収入(完成工事高)								0,000	入 で					
てください。(万円未満		建設業、	⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入								0,000	-					
四捨五入)	(/ 1)	理政耒、 サービス	⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入								0,000	ない					
●金額で記入できない場合	()))	アロス 関連産業 A	⑨ 運輸、郵便事業の収入								0,000	場					
は、9欄「①売上(収入)金額 に占める割合			⑩ 金融、保険事業の収入								0,000	合は					
を記入してください。			⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入								0,000	,					
(小数点以下四捨五入)					⑫ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入								0,000	右欄			
●「6 経営組織」欄が「会			③ 不動産事業の収入								0,000				\Box		
社以外の法人」の場合の			⑭ 物品賃貸事業の収入								0,000	割					
寄付金、補助金、運営費 交付金等は行った事業の			⑤ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入								0,000	合を			\neg		
収入になります。	(+)	サービス 関連産業B	⑯ 宿泊事業の収入								0,000						
		利廷性未 D	⑪ 飲食サービス事業の収入								0,000	入し					
			⑱ 生活関連サービス、娯楽事業の収入								0,000	7					
			⑲ 社会教育、学習支援事業の収入								0,000	く だ			\neg		
			② 上記以外のサービス事業の収入								0,000	さ					
	(ク)	学校教育	② 学校教育事業の収入								0,000	۰ ر۱					
	(ケ)	医療、福祉	② 医療、福祉事業の収入				3 C	0	0	0	0,000						
			合 計		9∤	闌①0)売上	(収	入)	金額	Į		1	0	0		
			_	•											_		

記入してください。

	- 10 - 事業別売上 (J	Ⅵ 从) 全 俎
L	10 争未加北工(4	(大) 並領
)	以下の例示を参考に	、9欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入して
(オ)小売業	⑤ 小売の商品販売額
		○ 調剤薬局の医薬品販売 ○ 仕入れた商品又は製造した商品を、主として家庭消費者に販売した場合の販売額
(キ)サービス関連産業	₿B
	⑬ 不動産事業の収	○ 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)
	入	
	土地、建物の売買・賃貸・ 管理を行う事業の収入	
	⑮ 学術研究、専門・	〇 研究、製品開発事業
	技術サービス事	○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
	業の収入	○ 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業 ○ 経営コンサルタント事業
(ケ)医療、福祉	② 医療、福祉事業の収入
		○ 医療サービス及びこれに附帯するサービス(歯科用の補てつ物 矯正装置の作成

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス (歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど)
- 保健衛生事業 (健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など) 社会保険事業 (公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など)
- 児童福祉事業 (保育所、児童養護施設など) 介護事業 (老人ホーム、通所介護事業、訪問介護事業など) 障害者福祉事業

- 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「(オ) ⑤小売の商品販売額」 建物の消毒及び害虫駆除 ⇒ 「(キ) ⑳上記以外のサービス事業の収入」 農作物の害虫駆除 ⇒ 「(ア) ①農業、林業、漁業の収入」 獣医業 ⇒ 「(キ) ⑯皮漬用豆、専門・技術サービス事業の収入」

- × 水質汚濁測定分析 (環境計量証明) ⇒ 「(キ) ⑤学術研究、専門・技術サービス事業の収入」

	●該	電子商取引の有無及び割合 当する番号を すべて○ で囲んでく さい。	1 一般消費者と行った 2 他の企業と行った 3 行わなかった ※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。
単独事業所及	平 / 目 / i該 i	受備投資の有無及び取得額 成25年1月から12月までの 年 に行った設備投資の有無について、 当する番号を○で囲んでください。 古品は含みません。	 ・取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入) 1 設備投資を行った 1 設備投資を行った 1 世報報告報告 2 設備投資を行わなかった 5 0 0,000 ※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含みます。
び本所・本社	法人の	13 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の台 数を記入してください (リースで 借りている車両も含みます)。	(1)貨物自動車 0 台 ※ 人員輸送のみの使用は除きます。 0 台 (2)乗用自動車 2 台
・本店が記入	み 記 入	14 土地・建物の所有の有無 ● それぞれ該当する番号を○で囲んでください。	土地 ① ある 2 ない 建物 ① ある 2 ない 建物 ① ある 2 ない ・借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含みません。
	会社のみ	15 資本金等の額及び外国 資本比率	(1)資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 (2) うち外国資本比率を記入してください。 (5) 子億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 0,000 (万円未満四捨五入) (7) 分の日本満四拾五入)
	入	16 決算月 ● 印字されている内容に変更がある場合 は、二重線で消して修正してください。	月 (月) ・本決算月を記入してください。 ・年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

11 電子商取引の有無及び割合

- 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、**インターネットなどのコンピュータ** ネットワークを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。 したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するに当たっては、以下の主な商 取引の例を参考にしてください。

【対象となる商取引の例】

|物品の例: │ ○ インターネット・ショッピング・サイトなどに出店し、商品を販売する場合

○ 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合

- サービスの例: 旅行・宿泊などの予約 ○ 航空機・電車・バスなどの座席予約
 - イベントなどのチケット予約 自動車損害保険などの販売 オンラインバンキング
 - ○コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売
 - ※ 電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額(旅行代金、運賃、保険料、オン ラインバンキングの手数料など)です。

「デジタルコンテンツの例: ○映像(動画像)、音楽などの販売 ○電子書籍などの販売 ○ ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

【対象とならない商取引の例】

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積もり、購入前調査
 - ・ 見積もり請求、資料請求又はカタログ請求
- × 通常、コンピュータネットワーク上で契約が完結することのないもの
 - 商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
 - 対面での説明・書類提示等が必要な場合(不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど)
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
 - ・ 商品を広告するためのホームページの開設
 - 「買い物かご」による購入や予約ができない場合
 - · 他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
 - ・ 航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いて いる自動券売機売上は対象外

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産(土地を除く)」には、平成25年1月から12月までに土地を除く有形固定資産に新規 に計上した額を記入してください。
 - ・ 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘 定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理 をしたもの)をいいます。
- · 建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、平成25年1月から12月までのソフトウェアに対する投 資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、平成25年1月から12月までに新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・ 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - 店舗併用住宅の居住用部分
- 中古品

13 自家用自動車の保有台数

● 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、 以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や 輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含みません。

【自動車の種類】

貨物自動車:貨物の輸送に使用する自動車をいいます。

人員輸送のみに使用している場合は除いてください。

乗用自動車:主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。

ス:主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。

● リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無

■ 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでくださ V20

なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含みません。

17 医療、福祉の事業収入内訳

第1面の10欄「(ケ) 医療、福祉」について、その**事業区分別の売上(収入)金額**を記入してください。 (万円未満四捨五入)

金額で記入できない場合は、**第1面の9欄「①売上(収入)金額」に占める割合**を記入してください。 (小数点以下四捨五入)

事	業区分	事 業 内 容 (説 明)	千億 百億十	売上					П	又は	割合	(%)
医業収入	保険診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入 (医療保険、公費負担医療)	I Pa H Pa		7				0,000	金額で記		
区未収入	保険外診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入(公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収入等)			3	0	0	0	0,000	入		
介護事業	施設介護収入	介護福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス、介護保健施 設サービス、介護療養施設サービス							0,000	ι, ι,		
収入	通所介護、 訪問介護収入	※欄外参照							0,000	右欄に		
社会作	保険事業収入	公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの 社会保険事業							0,000	割合を記		
保健衛生事業収入		健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業							0,000	<		
社会	福祉事業収入	児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業(ただし、介護事業に該当するものを除く)							0,000	ださい。		

※ 居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所 生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、指定施設入居者生活介護)、居宅介護支援、地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症 対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス)

18 医療、福祉の相手先別収入割合

第1面の10欄「(ケ) 医療、福祉」について、その**収入を得た相手先別の割合**を記入してください。 (小数点以下四捨五入)

			_							
収入を得た相手先 収入額 割合(%)										
① 個人(一般消費者)	1	0	0							
② 民間										
③ 公務(官公庁)										
④ 海外取引	④ 海外取引									
① ~ ④ の 合 計										

- ・保険診療収入については、収入を得た相手先は「①個人(一般消費者)」となります。
- ・「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。
- ・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

備考

・平成25年1月~2月まで改装のため休業

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 医療、福祉の事業収入内訳

● 第1面の10欄「(ケ) 医療・福祉」に記入した売上(収入)金額の合計額について、その収入額(金額での記入が困難な場合は、9欄「①売上(収入)金額」に占める割合)を、「事業内容(説明)」欄を参考に事業区分別に記入します。

歯科技工所の場合

● 歯科技工所における売上(収入)は「保険外診療収入」に記入します。

18 医療、福祉の相手先別収入割合

- この事業所で行っている「医療・福祉」事業について、その収入を得た相手先の割合を記入します。
 - 「① 個人(一般消費者)」

一般消費者から得た収入について記入します。保険診療収入を含みます。事業所から得た収入は含めません。

「企業・団体 ② 民間」

「企業・団体 ③ 公務(官公庁)」以外との取引などによる収入について記入します。 国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など) を含めます。

「企業・団体 ③ 公務(官公庁)」

国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入します。

「④ 海外取引」

自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入します。

備考

● 平成25年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

10

19 事業所の形態、主な事業の内容

下表の中から**該当する番号を一つ選択し、○で囲んでください**。

複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。

*										
事業所の	形態・事業内容	番号	内容例示							
 病院	一般病院 (精神科病院を除く)	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医業事業所							
7, 190	精神科病院	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医業事業所							
一般診療所	有床診療所	(3)	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医業事業所							
/以中27京77	無床診療所	4	患者を入院させるための施設を有しない医業事業所							
歯科診療所		5								
 助産・看護業	助産所、助産師業	6	助産師がその業務を行う事業所(助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む)							
別住・有唆未	看護業	7	派出看護師業、訪問看護ステーション							
泰华举	施術所	8	あん摩マッサージ指圧師・ほり師・きゅう師・柔道整復師の施術所							
療術業	その他の療術業	9	太陽光線療法業、温泉療法業、催眠療法業、視力回復センター、カイロプラクティック療法業							
医療に附帯する	歯科技工所	10								
サービス業	その他の医療に附帯する サービス業	11	アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業 (医療用器材)、臨床検査業							
	結核健康相談施設	12	結核予防会健康相談所、結核集団検診業							
	精神保健相談施設	13	精神保健福祉センター、精神健康相談所							
	母子健康相談施設	14	母子健康相談所、母子健康センター							
	その他の健康相談施設	15	保健師駐在所、市町村保健センター、農村検診センター、健康科学センター							
	検査業	16	寄生虫卵検査業、水質検査業、食肉衛生検査所							
その他の保健衛生	消毒業	17	物品消毒業、電話機消毒業							
	その他の保健衛生	18	犬管理所、犬管理事務所							
社会保険事業団体		19	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、 農業者年金基金							
旧亲垣处吏类	保育所	20	保育所、託児所							
児童福祉事業 	その他の児童福祉事業	21	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、知的障害児施設、 盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター							
	特別養護老人ホーム	22	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設							
	介護老人保健施設	23								
	通所・短期入所介護事業	24	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所							
老人福祉・介護事業	訪問介護事業	25	記思介護事業所、訪問入浴介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所							
	認知症老人グループホーム	26	記知症高齢者グループホーム							
	有料老人ホーム	27								
	その他の老人福祉・介護事業	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム (ケアハウスを含む)、老人福祉センター、 高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター							
陪宝老短礼事来	居住支援事業	29	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム							
障害者福祉事業	その他の障害者福祉事業	30	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター							
その他の社会保険・	更生保護事業	31	更生保護施設、更生保護協会							
社会福祉·介護事業	その他の社会保険・ 社会福祉・介護事業	32	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所							

12

19 事業所の形態、主な事業の内容

- 事業所の形態・主な事業内容について、「内容例示」と14・15ページの**【事業所の形態・事業内容、事業区分の収入の種類の対応】**を参考に32種類の中から選び、該当する番号を○で囲んでください。
- 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主たる事業所の形態・事業内容を 一つ選択して記入します。

訪問看護ステーション併設の病院の場合

訪問看護ステーションを併設している病床20以上の病院(精神科病院を除く)の場合は、「一般病院(精神科病院を除く)」番号「1」を○で囲んでください。

レディースクリニックの場合

レディースクリニックなどと呼ばれている女性を対象とした医療施設は、「助産所」には該当しません。 「一般診療所」の「有床診療所」番号「3」もしくは「無床診療所」番号「4」に該当します。

高齢者複合福祉施設の場合

特別養護老人ホーム、認知症老人グループホーム、老人デイサービスセンター、老人介護支援センターなど を同一施設内に開設している高齢者複合福祉施設は、主な事業内容に該当する番号を○で囲んでください。

【事業所の形態・事業内容、事業区分の収入の種類の対応】

下記の表は、「事業所の形態・事業内容」と「事業区分の収入の種類」の対応を示しています。

※ 「○」、「×」はあくまで目安ですので、「×」とされている箇所でも、同区分の収入が含まれることがあります。

調査票 第2面

	経済センサス - 活動調査 試験調査 [03] 単独事業所調査票(医療、福祉)																	
17 医療.	、福祉の事業収え	入内訳												1 [19 事業所の形	態、主な事業の内容		
(万円]未演四捨五入)				、その事業区分別の売上(収)売上(収入)金額」に占め						,0					、○で囲んでください。 事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。		
(小製	文点以 下四捨五入	.)												Ш	事業所の	り形態・事業内容	番号	内容例示
16	業区分	36	業	内	容(脱明)	干億百	売. 億十億	上(収入) 億 汗万百	金額 万十万	万 円	고	は割合	(%)	Ш	病院	一般病院 (精神科病院を除く)	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医薬事業所
	保除診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行 う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る				0.000			金納		Ш	Ш	IF310C	精神科病院	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医薬事業所		
医業収入	IN PART MARK	収入(医療保険								0,00	で 記	で	Ш	一般診療所	有床診療所	3	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医薬事業所	
应来权人	保除外診療収入				対して医業又は医業類似行為を行 るサービスを提供する事業に係る					0.00	入で		Ш	Ш	MARP1NI71	無床診療所	4	患者を入院させるための施設を有しない医薬事業所
	IA-1967 FR9-136-13.2.X	収入(公害医療	、労災	保険、	自賠責、自費診療収入等)					0,00	きな		Ш	Ш	歯科診療所		5	
	施股介護収入				(ホーム) サービス、介護保健施					0.00	10 場			П	助産・看護業	助産所、助産師業	6	助産師がその業務を行う事業所(助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む)
介護事業	た。設立では後年入	設サービス、介	護療者	施設サ	ービス					0,00	合は		Ш	Ш	別座・有談栗	看護樂	7	派出看護師業、訪問看護ステーション
収入	通所介護、	※欄外参照								0.00	0 点		П		療術業	施術所	8	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
	訪問介護収入	※ 個グト砂川								10,00	関係		Ш	Ш	燉何栗	その他の療術業	9	太陽光線療法業、温泉療法業、偏眠療法業、視力回復センター、カイロブラクティック療法業
	保険事業収入	公的年金、公的	○ AME 前月19			歯科技工所	10											
社会	保険事業収入	社会保険事業								0,00	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		Ш	Ш	サービス業	その他の医療に附帯する サービス業	11	アイバンク、腎パンク、骨髄パンク、衛生検査所、減菌業 (医療用器材)、臨床検査業
$\tilde{\lambda}$		Ш		結核健康相談施設	12	站核予防会健康相談所、結核集団検診業												
保健	衛生事業収入	健康相談施設、	検査罪	、消毒	業などの保健衛生事業					0,00	0 7		Ш	Ш		精神保健相談施設	13	精神保健福祉センター、精神健康相談所
					8、障害者福祉事業、更生保護事						ださ		П	Ш	健康相談施設	母子健康相談施設	14	母子健康相談所、母子健康センター
社会	福祉事業収入	業、その他の社 を除く)	会福祉	上事業 (ただし、介護事業に該当するもの					0,00	0 0		Ш	Ш		その他の健康相談施設	15	保健師駐在所、市町村保健センター、農村検診センター、健康科学センター
					問リハビリテーション、通所介護、									Ш		検査業	16	寄生虫卵検査業、水質検査業、食肉衛生検査所
					及入居者生活介護)、居宅介護支援、 同生活介護、地域密着型特定施設入									Ш	その他の保健衛生	消毒業	17	物品消毒業、電話機消毒業
					7		111111111111111111111111111111111111111					-		Н		その他の保健衛生	18	大管理所、大管理事務所
18 医療.	、福祉の相手先別	別収入割合													社会保険事業団体		建康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、 需要者年金基金	
] (c.	ついて	、その収入を得た相手先別の	割合	を記	入してく	くださ	٥٠.				Ш		保育所	20	R 有开、近児所
(小要	公点以下四捨五入	.)			,									Ш	児童福祉事業	その他の児童福祉事業	21	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、知的障害児施設、 育ろうあ児施設、情報障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター
収	入を得た相	目 手 先		入額												特別養護老人ホーム	_	同のうめ光地は、旧相即各光型所在歌地は、光里水屹又挟センター、ゆず愉催センター 特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設
① 個人	(一般消費者)		П		保険診療収入については費者) となります。	は、4	又入を	得た相	手先に	t [①	個人	. (<i>→</i> ∄	设消	Ш		介護老人保健施設	23	
		7.00	Н	+	現在月 こなります。									Ш		通所・短期入所介護事業	24	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所
企業	② 月	天间	Ш	_	「③公務(官公庁)」と務を行う事業所をいい。		国や州	方公共	団体の	の国家	事務	、地力	了事	Ш	老人福祉・介護事業	訪問介護事業	25	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所
	3 4	公務(官公庁)														認知症老人グループホーム	_	辺知症高齢者グループホーム
④ 海外3	取引				・国、地方公共団体が直局、病院、学校、社会社											有料老人ホーム	27	
	(i) ~ (i) Ø de	× 84	1	0 0	してください。	ne III./FE	21/X-4		1001	-CIMIT		- J C pi		П		その他の老人福祉・介護事業	-	機震老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)、老人福祉センター、
	v) r	4 141	Г.Т	٠١٥												居住支援事業	-	高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター 等害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム
														;	障害者福祉事業	その他の障害者福祉事業		生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
備考															その他の社会保険・	更生保護事業	31	更生保護協設、更生保護協会
																その他の社会保険・	32	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、
																社会福祉・介護事業	_ VL	婦人 - 女性相談所
													¥	12 ₫	<u> </u>	1		

14

	事業区分の	番	医業	収入	介護	事業収入	社会保除	存健衛生	社会福祉	
事業所の形態・事業内容	収入の種類容	号	保険 診療収入	保険外 診療収入	施設介護 収入	通所介護、訪問介護収入	事業収入	事業収入	事業収入	
病院		1	\cap	0			×			
713170		2								
一般診療所		3					×			
		4								
歯科診療所	01-4	5	0	0	O	O	×	0	O	
助産・看護業	助産所、助産師業	6	×	0	0	\circ	×	0	0	
	看護業	7	0	0	収入 訪問介護収入 事業収入 事業収入 ○ ○ × ○ ○ × ○ ○ × ○ ○ × ○					
療術業		8	0		×	×	×	×	×	
	I	9								
医療に附帯す	歯科技工所	10	×	0	×	×	×	×	×	
るサービス業	その他の医療 に附帯する サービス業	11	0	0	0	0	×	0	0	
		12								
┃ ┃健康相談施設		13	×	×	×	×	×		×	
(年)於「日次」「居以		14					,			
		15								
	(h- 1)	16								
その他の保健	第 生	17	×	×	×	X	×		×	
社会保険事業		18 19	×	×	~	×		~		
社立体院争未	—————————————————————————————————————	20		^	^	^		^	^	
児童福祉事業		21	×	×	×	×	×	×		
		22								
┃ ┃老人福祉・介詞	護事業	\ \	\bigcirc			\bigcirc	×			
	• • • • •	28								
(A)	WIK-	29					\ <u>\</u>			
障害者福祉事	美	30		0			×			
その他の社会	保険・	31	\cap	0			×			
社会福祉・介護	護事業	32								

売上(収入)金額

千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円

f.億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円

又は割合(%)

政府統計	

フリガナ

通称名

電話番号 (代表)

郵便番号

町丁・字・番地・号

※後日おたずねする場合があります。 経済センサス・活動調査 試験調査 秘 | 一般統計調査 | | 8 別費税の税込み記入・

平成26年11月1日

総務省・経済産業省

【03】単独事業所調査票 (医療、福祉)

フリガナ

記入者氏名

電話番号

市区町村名

* 調査票の記入のしかた』を参照しく記入しくください。 ・オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした『オン ライン調査利用ガイド』をご覧ください。

(内線

П	●9欄以降はできる限り 1 税返
Ш	み 」で記入してください。
П	ただし、税込み記入ができない
ᅵᅵ	場合は「2税抜き」で記入して
	ください。
٦l	(722 - 0
41	
П	※選択した記入方法を○で囲んでください。

2 税抜き

事業活動区分

1 税込み

10 事業別売上

税抜き記入の別

下書き用調査票 第1面(お控えとしてもご使用ください)

費用総額及び費用項目 ● 平成25年1月から12月までの1年間の売 上(収入)金額及び費用総額等について 記入してください。(万円未満四捨五入) ● 「6 経営組織」欄が「会社以外の法人」の 場合は、以下のように記入してください。 ・「①売上(収入)金額:経常収益を記入 ・「②費用総額」:経常費用を記入 ・「③すら売上原価」:記入不要 ・「主な費用項目」:各欄に記入

9 元上(収入)金額、

① 売上(収入)金額 ② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費 ③ うち売上原価 ④ 給与総額 ⑤ 福利厚生費(退職金を含む) な 6 動産・不動産賃借料 ⑦ 減価償却費 0.000 0,000 ● [6 経営組織]欄が「外国の会社」又は 「法人でない団体」の場合は「①売上(収入)金額」のみを記入してください。 9 外注費 0,000 ⑩ 支払利息等 0,000

1 名称及び電話番・
●印字されている内容に変は、二重線で消して修正

変更がある場合 こしてください。 正式名称 ●法人の場合は登記上の名称を[正式

・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

市区町村コード | 調査区番号 | 事業所番号 |*

・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

名称」欄に記入してください。

●屋号など通称名がある場合は「通称 名」欄に記入してください。

2 所在地

●印字されている内容に変更がある場合 は、二重線で消して修正してください。

●他の事業所の構内にある場合は、その 事業所の名称を「ビル・マンション名 等」欄に記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

● 開設時期の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線 で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、こ の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください

昭和59年 昭和60~ 平成7 以前 平成6年 ~16年

個人経営

平成17年 以降

都道府県名

開設年が平成25年以降 の場合は開設月も記入 してください 平成

ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

4 この事業所の主な事業の内容

●印字されている場合、内容に変更がありまし たら、二重線で消して修正してください。

5 この事業所の従業者数

●11月1日現在の従業者数を記入してください。

	区分	① 個人業主 個人経営の 事業主で、実際にこの事 業所を経営 している人			期間を定めて 1か月以上の て雇用してい)期間を定め る人 ⑤		期間を定 いる人や いる人な 者 人 パート・ア	⑦ 合計 ①~⑥の合 計		のう営の出進	①~⑧以 事業所か 所で働い	らきてこの	
					正社員・正職 員などと呼ば れている人						Í	9 出向	10 派遣	
	男	人	人	人	人	人		人)		人	,	٨	,
	女	人	人	人	人	人		人			人		<u>ا</u>	,
6	経党組	日織			1	2	3		4	5		6	7	

合名会社

合資会社

会社(外国の会社を除く)

法人(外国の会社を除く)

株式会社

6 経営組織

- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重 ● 注音組織の○団みの内合に多定かのる場合は、三里線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
 ● 会社以外の法人:財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
 ● 法人でない団体:法人格のない労働組合、後
- 7 単独事業所・本所・支所の別等 ●印字されている内容に変更がある場合は、
- 二重線で消して修正してください。 ●単独事業所から本所・本社・本店に変更と なった場合は、(2)及び(3)を記入し
- てください。 また、以降の欄については企業全体につい て記入してください。
- ◎フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店 についてはFC本部とは独立した組織とな るため、F C本部の支所とはなりません。 ただし、FC本部の直営店の場合にはFC 本部の支所となります。

/ 懶べわ進みくん	5 9 V ,			8	開いわ進みください			
(1) 単独事業所・本所・支所の別	(2))企業全体	全体の常用雇用者数及び支所等数					
1 単独事業所			国内		海外(現地法人は除く)			
8欄へお進みください	常	用雇用者数		人	人川			
本所・本社・本店 ────────────────────────────────────	支	所等数	事	業所	事業所			
2 それらを統括する事業所。	(3)	3) 企業全体の主な事業の内容						
また、海外のみに支所等を持ち、それ らを統括する場合も含みます。								
3 支所・支社・支店 ————								
			━━▶8欄へお進みください					
(4) 本所等の正式名称・所在地等	L L				8個(35座がくたらく)			
本所等の正式名称		本所領	等の通称名	7	本所等の電話番号			
本所等の郵便番号 都道府県名	市区	市区町村名 町丁・字			号、ビル名等			
				\rightarrow	▶8欄へお進みください			

合同会社

会社以外

の法人

(収入) 金額 (ア) 農林	魚業 ① 農業、林業、漁業の収入			0,000			
●記入に当たっては、「調 査票の記入のしかた」 7	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収	λ		0,000			
ページを参照してくださ(ウ)製造	業 ③ 製造品の出荷額・加工賃収入額			0,000			
(エ) 卸売	(4) 卸売の商品販売額(代理・仲立	手数料を含む)		0,000	額で		
● 9欄「①売上(収入)金 (オ) 小売	⑤ 小売の商品販売額			0,000	記		
額」に記入した売上(収 入)金額の内訳を記入し	⑥ 建設事業の収入(完成工事高)			0,000	入で		
てください。(万円未満	⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業	の収入		0,000	き		
四捨五入) 建設 (カ)サー	(8) 浦信、放沃、映像・台声・又子	情報制作事業の収入		0,000	ない		
4 1 3 1 19 4	全業 A 9 運輸、郵便事業の収入			0,000			
は、9欄「①売上(収	⑩ 金融、保険事業の収入			0,000	合は		
入) 金額」に占める割合 を記入してください。	⑪ 政治・経済・文化団体の活動収	λ		0,000			
(小数点以下四捨五入)	⑫ 情報サービス、インターネット附属	値サービス事業の収入		0,000	右欄		
● 「6 経営組織」欄が「会	⑬ 不動産事業の収入			0,000			
社以外の法人」の場合の 寄付金、補助金、運営費	⑭ 物品賃貸事業の収入			0,000	割合		
	⑤ 学術研究、専門・技術サービス	事業の収入		0,000	を		
収入になります。 サー (キ) 関連	ピス ⑯ 宿泊事業の収入			0,000	記		
IX Æ	⑰ 飲食サービス事業の収入			0,000	入し		
	18 生活関連サービス、娯楽事業の	収入		0,000	て		
	⑲ 社会教育、学習支援事業の収入			0,000	くだ		
	② 上記以外のサービス事業の収入			0,000	さ		
(ク) 学校:	教育 ② 学校教育事業の収入			0,000	٠ ر،		
(ケ) 医療	福祉 ② 医療、福祉事業の収入			0,000			
	숨 탉	9	欄①の売上(収入)	金額		1 () (C

事 業 別 内 訳

「6 経営組織」欄が「外国の会社」、「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれでおわりです。第2面にお進みください。

	●該	電子商取引の有無及び割合 当する番号を すべて ○で囲んでく さい。	1 一般消費者と行った 2 他の企業と行った 3 行わなかった ※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。					
単独事業所及び本所・	●平月間は	受備投資の有無及び取得額 成25年1月から12月までの1年 に行った設備投資の有無について、 当する番号を○で囲んでください。 古品は含みません。	・取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入) 1 設備投資を行った					
び本所・本社	法人の	13 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください (リースで借りている車両も含みます)。	(1)貨物自動車 台 ※ 人員輸送のみの使用は除きます。 台 (2)乗用自動車 台					
本社・本店が記入	み記入	14 土地・建物の所有の有無 ● それぞれ該当する番号を○で囲 んでください。	土地 1 ある 2 ない 建物 1 ある 2 ない ・借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含みません。					
	会社のみ	15 資本金等の額及び外国 資本比率	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 (2) うち外国資本比率を記入してください。 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円					
記 16 決算月 ● 印字されている内容に変更がある場合								

すべての事業所が第2面にお進みください。 ■



法人で

ない団体

外国の会社

下書き用調査票 第2面(お控えとしてもご使用ください) ※後日おたずねする場合があります。

【03】 単独事業所調査票(医療、福祉)

17 医療、福祉の事業収入内訳

第1面の10欄「(ケ) 医療、福祉」について、その**事業区分別の売上(収入)金額**を記入してください。 (万円未満四捨五入)

金額で記入できない場合は、**第1面の9欄「①売上(収入)金額」に占める割合**を記入してください。 (小数点以下四捨五入)

事	業 区 分	事業内容(説明)	千億 百億	 _ ` `	又入) -万百万	 万:円	\exists	又は	割合	(%)
医業収入	保険診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入(医療保険、公費負担医療)				0,00	00	金額で記		
	保険外診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入(公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収入等)				0,00	00	記入できな		
介護事業	施設介護収入	介護福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス、介護保健施 設サービス、介護療養施設サービス				0,00	00	い場合は		
収入	通所介護、 訪問介護収入	※欄外参照				0,00		、右欄に		
社会	: 保険事業収入	公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの 社会保険事業				0,00	00	割合を記		
保傾	皇衛生事業収入	健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業				0,00		入してく		
社会	☆福祉事業収入	児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業(ただし、介護事業に該当するものを除く)				0,00		ださい。		

※ 居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所 生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、指定施設入居者生活介護)、居宅介護支援、地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症 対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス)

18 医療、福祉の相手先別収入割合

第1面の10欄「(ケ) 医療、福祉」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。 (小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先	収入額割合(%)					
① 個人(一般消費者)						
企業・団体						
③ 公務(官公庁)						
④ 海外取引						
① ~ ④ の 合 計	1	0	0			

- ・保険診療収入については、収入を得た相手先は「①個人(一般消費者)」となります。
- ・「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。
- ・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

備考

19 事業所の形態、主な事業の内容

下表の中から**該当する番号を一つ選択し、○で囲んでください**。 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。

事業所の形態・事業内容		番号	内容例示
病院	一般病院 (精神科病院を除く)	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医業事業所
	精神科病院	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医業事業所
一般診療所	有床診療所	3	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医業事業所
	無床診療所	4	患者を入院させるための施設を有しない医業事業所
歯科診療所		5	
助産・看護業	助産所、助産師業	6	助産師がその業務を行う事業所(助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む)
	看護業	7	派出看護師業、訪問看護ステーション
療術業	施術所	8	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
	その他の療術業	9	太陽光線療法業、温泉療法業、催眠療法業、視力回復センター、カイロプラクティック療法業
医療に附帯する サービス業	歯科技工所	10	
	その他の医療に附帯する サービス業	11	アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業 (医療用器材)、臨床検査業
健康相談施設	結核健康相談施設	12	結核予防会健康相談所、結核集団検診業
	精神保健相談施設	13	精神保健福祉センター、精神健康相談所
	母子健康相談施設	14	母子健康相談所、母子健康センター
	その他の健康相談施設	15	保健師駐在所、市町村保健センター、農村検診センター、健康科学センター
その他の保健衛生	検査業	16	寄生虫卵検査業、水質検査業、食肉衛生検査所
	消毒業	17	物品消毒業、電話機消毒業
	その他の保健衛生	18	犬管理所、犬管理事務所
社会保険事業団体		19	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基 農業者年金基金
児童福祉事業	保育所	20	保育所、託児所
	その他の児童福祉事業	21	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、知的障害児施設、 盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター
老人福祉・介護事業	特別養護老人ホーム	22	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設
	介護老人保健施設	23	
	通所・短期入所介護事業	24	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所
	訪問介護事業	25	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所
	認知症老人グループホーム	26	認知症高齢者グループホーム
	有料老人ホーム	27	
	その他の老人福祉・介護事業	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム (ケアハウスを含む)、老人福祉センター、 高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター
障害者福祉事業	居住支援事業	29	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム
	その他の障害者福祉事業	30	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	更生保護事業	31	更生保護施設、更生保護協会
	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	32	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所

第2面